

第3期 庄原市地域福祉計画

概要版

基本理念

“ほつと”里山

～人つなぐ 心はぐくむ まちづくり～

本計画では、この基本理念に基づき、地域における支え合いの活動を広げ、ふるさとを愛する心、親切でやさしい心を育み、全ての住民が安心して暮らせるまちづくりを目指して、様々な取組を推進します。



計画の策定に当たって

庄原市では、平成28(2016)年3月に策定した「第2期 庄原市地域福祉計画」に基づき、地域福祉に関する様々な取組を推進してきました。

今後、本市においても地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応し、地域住民が抱える新たな課題の解決に向けて、より一層の地域福祉活動の充実が必要となっています。

本市では、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため「第3期 庄原市地域福祉計画」を策定します。

庄原市地域福祉計画とは

「第3期 庄原市地域福祉計画」は「社会福祉法」第107条の規定に基づく市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域の様々な福祉課題の解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた計画です。

令和4(2022)年4月
庄原市

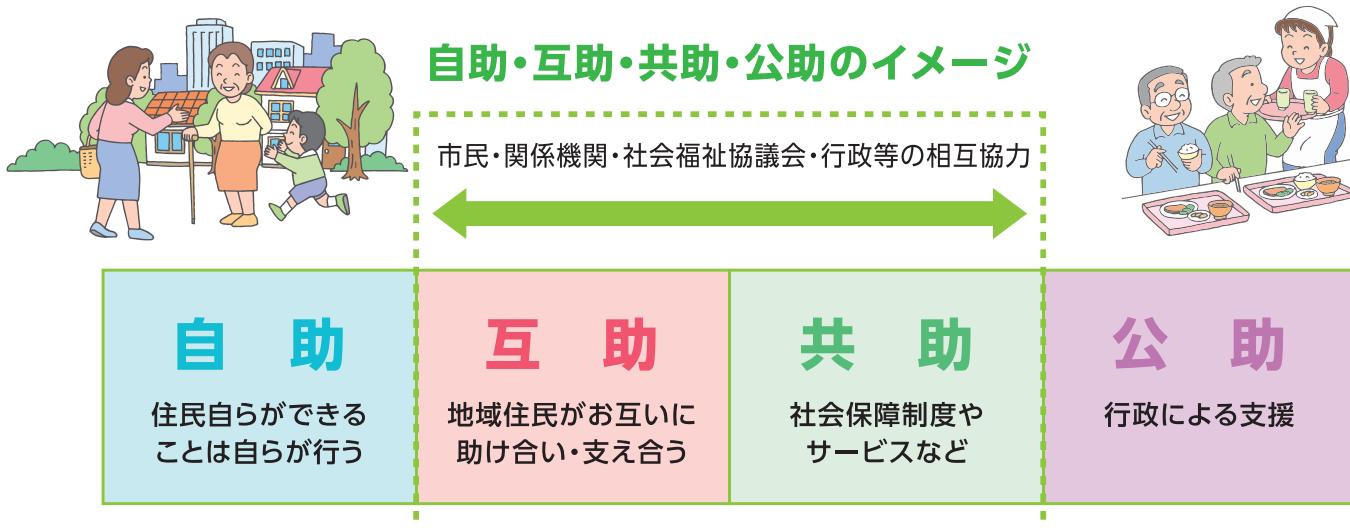
1 計画の概要

福祉を取り巻く社会的背景

- 総人口の減少や少子高齢化、人々のライフスタイルの多様化等を背景とした住民同士のつながり意識や支え合う力の低下が危惧されています。
- 「8050問題」「ダブルケア問題」など、生活課題が複雑化、複合化し、従来の福祉サービスだけでは解決が困難となっています。
- 複雑化・複合化した課題を解決するため、制度や分野の関係を超えて、地域住民をはじめとする多様な主体がつながる力を発揮することで、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現が求められており、福祉の領域のみならず、まちづくりや産業、防災や防犯対策、環境や教育等との多様な分野間の協力関係が必要とされています。

地域福祉とは

- 地域福祉とは「地域を中心として、共に支え合い、助け合う地域社会を基盤とした福祉」のことです。日常の生活で起こる問題、地域で支援を必要としている人の様々な困りごとや不安を解決するためには、「自助(住民)、互助・共助(地域)・公助(行政)」の重層的な取組が必要です。



地域共生社会の実現

- 「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

法的根拠

- 本計画は「社会福祉法」第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。
- 本計画は「成年後見制度利用促進法※1」第14条に規定する「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村成年後見制度利用促進基本計画)」及び「再犯防止推進法※2」第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」としても位置付けます。

※1【成年後見制度利用促進法】成年後見制度の利用の促進に関する法律

※2【再犯防止推進法】再犯の防止等の推進に関する法律

重層的支援体制整備事業の推進

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を整備するため「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の三つの事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。
- 本計画では、今後、行政と地域、民間事業所など多様な主体との連携により「重層的支援体制整備事業」の考え方に基づく、隙間のない相談支援体制等の構築に向けた取組を推進します。

本計画の位置付け



計画の期間

- 本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とし、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

計画の策定方法

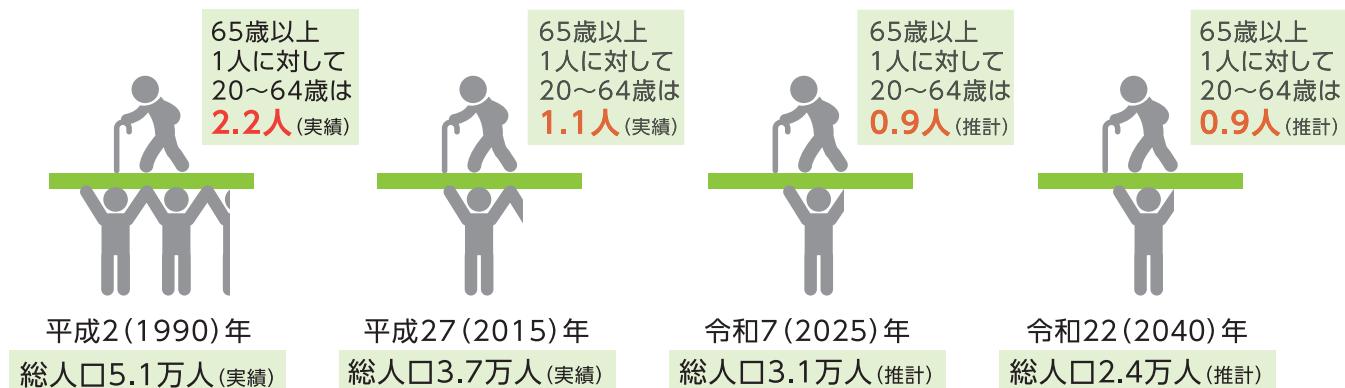
- アンケート調査等を通じて、市民や関係機関・団体等の実態や意見等を把握しました。
- 学識経験者や各種団体、組織の関係者などから構成される「庄原市地域福祉計画策定推進委員会」において、本計画の内容についての協議・検討を行いました。
- 計画案についてのパブリックコメント(意見公募)により、幅広く意見を募りました。

2 庄原市の現状

数字で見る庄原市の現状

- 本市の高齢化率は4割を超える、70歳台前半の、いわゆる「団塊の世代」の人口が最も多くなっています。
- 高齢者を支える若い世代が減少し、令和7(2025)年では高齢者一人当たり0.9人と推計され、現役世代の負担が増加しています。

【一人の高齢者を支える現役世代の人数の変化】



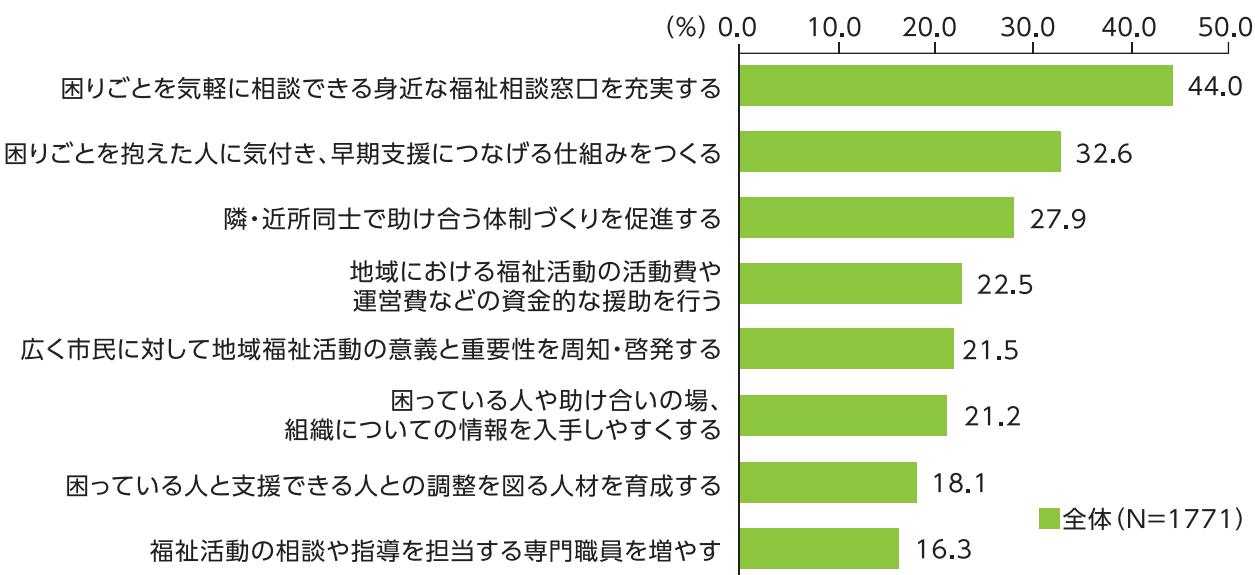
資料：国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所資料より作成

注：平成2(1990)年は合併前の人口を合算

アンケート結果に見る庄原市の主な課題(抜粋)

- 若い年齢層では、隣近所との付き合いは薄いものの、福祉への関心度は高くなっています。今後、若い年齢層に向けて、地域福祉の意義をSNS等のデジタルツールも活用しながら情報を分かりやすく発信し、福祉の意識を高めていく必要があります。
- 市民が気軽に集える場所に対するニーズは高く、子どもから高齢者まで、誰もが集える場の充実や世代間の交流の促進が必要です。
- 地域福祉を推進するために、相談窓口の充実をはじめ、困りごとを抱えた人の早期発見、早期支援、隣近所での助け合う体制づくりなどが求められています。
- 関係団体アンケートでは、地域活動を担う人材が不足していることが問題となっており、今後、地域福祉活動を担う人材の育成が大きな課題です。

【地域福祉を推進するために庄原市が力を入れるべきこと】



基本理念

“ほつと”里山 ~人つなぐ 心はぐくむ まちづくり~

基本目標

1

福祉に関心を持ち地域のつながりを深めよう!

取組の方向 1 地域福祉活動に対する理解の促進と意識の醸成

取組の方向 2 世代を超えた幅広い交流の促進と拠点の充実

取組の方向 3 地域活動・ボランティア活動の情報提供と参加促進

基本目標

2

支え合い・助け合いの仕組みをみんなでつくろう!

取組の方向 1 地域の関係団体の交流と支援のネットワークづくり

取組の方向 2 多様な福祉サービスの適切な利用促進

取組の方向 3 地域福祉活動の担い手・リーダーの育成

基本目標

3

困りごとを抱えた人に寄り添う気持ちを育てよう!

取組の方向 1 地域で取り組む相談しやすい環境づくり

取組の方向 2 包括的な相談支援体制の確立(重層的支援体制整備事業)

基本目標

4

お互いを尊重し一人一人の権利を守ろう!

取組の方向 1 虐待や暴力被害等の早期発見と支援体制づくり

取組の方向 2 成年後見制度の利用促進(庄原市成年後見制度利用促進基本計画)

基本目標

5

安全・安心なまちをつくろう!

取組の方向 1 地域の防災・防犯体制の強化

取組の方向 2 再犯防止対策の推進(庄原市再犯防止推進計画)

4 施策の展開

基本目標 1 福祉に関心を持ち地域のつながりを深めよう!

取組の方向 1 地域福祉活動に対する理解の促進と意識の醸成

- 市民一人一人が「地域共生社会」の考え方を理解し、お互いに相手の立場を尊重しながら、身近な地域における支え合い、助け合い意識の醸成を図ります。また、子どもの頃から福祉教育や体験学習等を通じて、福祉に対する意識の醸成を図るとともに、幅広い年齢層に対する福祉を学ぶ機会の充実を図ります。

取組の方向 2 世代を超えた幅広い交流の促進と拠点の充実

- 子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が交流し、地域に関わりが持てるよう、様々な交流の機会と場の充実を図り、住民の主体的な活動を促進します。

取組の方向 3 地域活動・ボランティア活動の情報提供と参加促進

- 幅広い世代が、地域の活動やボランティア活動に関心を持ち、気軽に参加し、その活動を継続できるよう、より参加しやすい活動を促進するとともに、活動組織への支援に取り組みます。

基本目標 2 支え合い・助け合いの仕組みをみんなでつくろう!

取組の方向 1 地域の関係団体の交流と支援のネットワークづくり

- 地域の福祉活動を推進するため活動している多様な団体が、それぞれの特長を生かして役割を分担しながら協働することで、福祉活動の輪を更に拡大していくよう、関係団体の交流やネットワークづくりを促進します。

取組の方向 2 多様な福祉サービスの適切な利用促進

- 福祉サービスや制度を必要とする人が、安心して利用できるよう、情報提供を充実するとともに、必要なサービスの利用や適切な支援につなげる体制づくりを、関係機関や関係団体と連携して推進します。

取組の方向 3 地域福祉活動の担い手・リーダーの育成

- 地域福祉活動の輪を広げていくためには、活動を支える人材の確保や育成が重要であることから、次代の地域福祉を担う人材の育成や発掘、活動への参加促進を図ります。



基本目標 3 困りごとを抱えた人に寄り添う気持ちを育てよう!

取組の方向 1 地域で取り組む相談しやすい環境づくり

- 相談支援機関においては、関係機関との連携及び協働の仕組みづくりを推進し、どこに相談しても適切な支援につながるよう努めるとともに、地域の課題を発見するための仕組みづくりを促進します。

取組の方向 2 包括的な相談支援体制の確立(重層的支援体制整備事業)

- 地域で見落とされがちな、制度の狭間にある課題の抱え込みや相談に来ることができない人の、複雑化・複合化した支援ニーズに対して、日頃から近所で声を掛け合うなど身近な取組の促進をはじめ、重層的支援体制整備事業の取組により「誰一人取り残さない支援」を推進します。

基本目標 4 お互いを尊重し一人一人の権利を守ろう!

取組の方向 1 虐待や暴力被害等の早期発見と支援体制づくり

- 人権尊重意識の向上のため、広報等による啓発活動を充実するとともに、関係機関と連携した暴力や虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

取組の方向 2 成年後見制度の利用促進(庄原市成年後見制度利用促進基本計画)

- 「成年後見制度利用促進法」第14条の規定に基づく「庄原市成年後見制度利用促進基本計画」と位置付け、認知症状や障害などにより、生活面で様々な権利の侵害を受けることがないよう、成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護に関する取組を総合的かつ計画的に推進します。

■ 「庄原市成年後見制度利用促進基本計画」は、次の体系に基づき施策に取り組みます。

① 成年後見制度の周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の周知・啓発 ・相談窓口の周知 ・職員等に向けた制度の理解促進 	
② 成年後見制度の利用促進に向けた支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な人の発見体制づくり ・相談支援体制の整備 ・ニーズに応じた支援体制の整備 ・市長申し立ての実施 	
③ 関係機関との連携による制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワークによる個別ケースへの対応 ・中核機関による地域連携・機能強化 	

基本目標 5 安全・安心なまちをつくろう!

取組の方向 1 地域の防災・防犯体制の強化

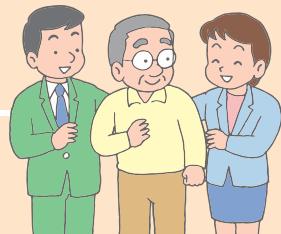
- 地域の防災対策について、住民や関係機関、行政との協働により、地域の防災力を強化するとともに、地域の見守り体制など、防犯体制の充実による安全なまちづくり活動を促進します。

取組の方向 2 再犯防止対策の推進(庄原市再犯防止推進計画)

- 「再犯防止推進法」第8条の規定に基づく「庄原市再犯防止推進計画」と位置付け、安全で安心して生活できる地域社会を実現するため、犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪が起きにくい地域づくりを推進します。

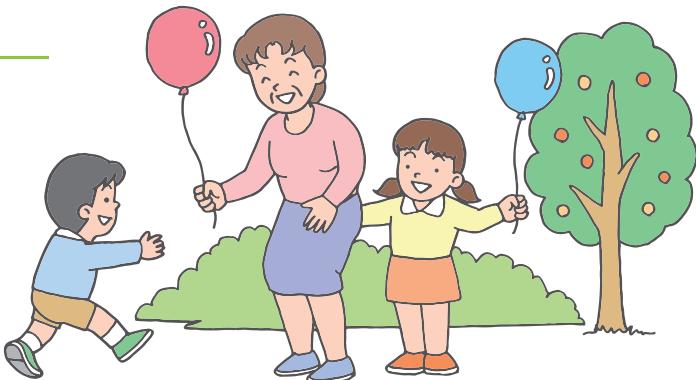
■ 「庄原市再犯防止推進計画」は、次の体系に基づき施策に取り組みます。

① 就労・住居の確保	<ul style="list-style-type: none">・関係機関等との連携による就労先等の確保・安定した住居の確保
② 保健・福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none">・高齢者、障害者への支援・関係機関等との連携による薬物依存を有する者への支援
③ 青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none">・学校、関係機関等との連携による非行の未然防止、青少年健全育成、児童虐待やDV防止
④ 広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・相談窓口や各種制度、更生保護に関する広報、啓発活動
⑤ 支援基盤の強化	<ul style="list-style-type: none">・保護司会の活動支援、連携の強化



計画の推進に当たって

- 計画の周知と住民との協働による推進
- 庁内の推進体制の強化
- 関係機関との連携の強化
- PDCAサイクルの考え方に基づく計画の進行管理



第3期 庄原市地域福祉計画 概要版

発行／令和4(2022)年4月 発行者／庄原市 生活福祉部 社会福祉課
〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10-1 電 話(0824)73-1210 FAX(0824)75-0245
E-mail fukushi-syogai@city.shobara.lg.jp